

石狩市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の 一部改正（介護職員等ベースアップ等支援加算の新設）について

1. 改正趣旨

介護予防・日常生活支援総合事業のサービスのうち、指定事業者により提供されるサービスの単価は、国が定める単価を参考として、市町村が定めることになっている。

介護・障害福祉職員の処遇改善については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえ、令和4年10月以降について臨時の報酬改定を行い、収入を3%程度（月額平均9,000円相当）引き上げるための措置を講じることとなり、令和4年4月14日付で、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」（令和4年厚生労働省告示第161号）が交付され、令和4年10月1日から施行されます。

本告示により、介護予防・日常生活支援総合事業の国が定める単価が一部改正されたのに倣い、石狩市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正し、加算の新設を行う。

2. 改正内容（案）

（1）石狩市訪問介護相当サービス費：介護職員等ベースアップ等支援加算（新設）

- ・基本報酬及び事業所の体制により算定できる加算（介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算を除く）を加えた単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。

（2）石狩市通所介護相当サービス費：介護職員等ベースアップ等支援加算（新設）

- ・基本報酬及び事業所の体制により算定できる加算（介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算を除く）を加えた単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

○処遇改善に係る加算全体のイメージ（令和4年度改定後）（厚生労働省資料）

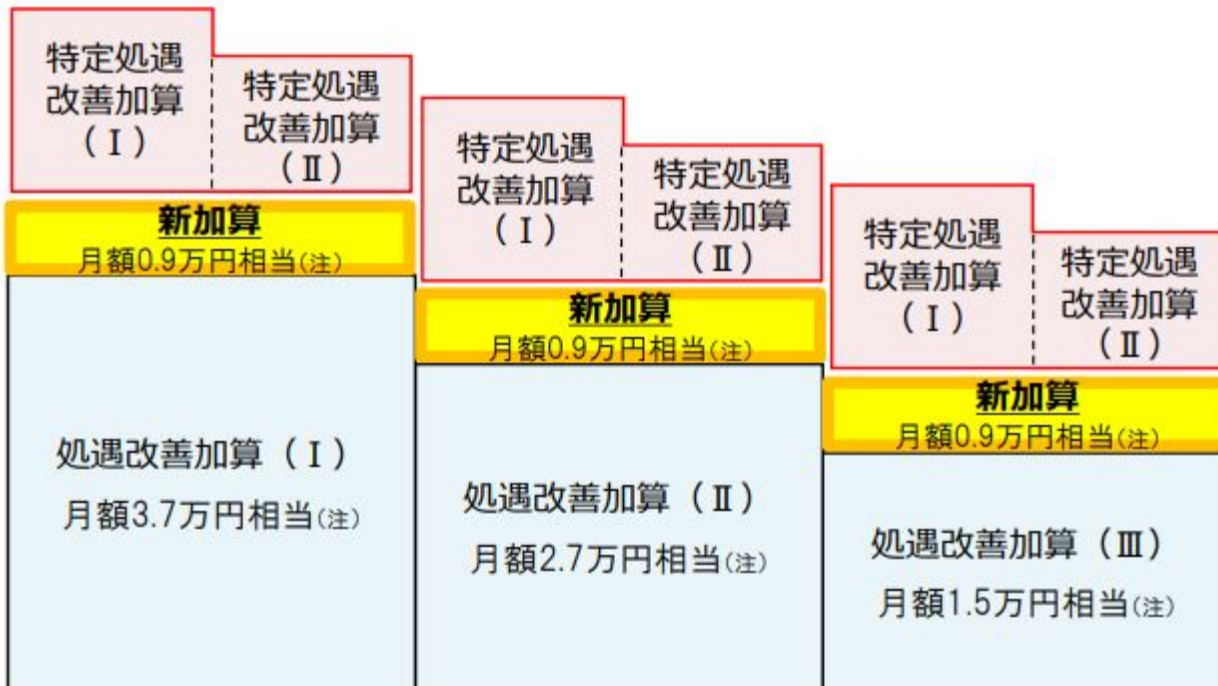
新加算（介護職員等ベースアップ等支援加算）

- 対象：介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
 - 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
 - 処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを取得していること
 - 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等（※）に使用することを要件とする。
- ※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ

介護職員等特定処遇改善加算

- 対象：事業所が、①経験・技能のある介護職員、②その他の介護職員、③その他の職種に配分
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
 - ※介護福祉士の配置割合等に応じて、加算率を二段階に設定。
 - 処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを取得していること
 - 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
 - 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

全体のイメージ



〔注：事業所の総報酬に加算率（サービス毎の介護職員数を踏まえて設定）を乗じた額を交付。〕

介護職員処遇改善加算

- 対象：介護職員のみ
- 算定要件：以下のとおりキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと

加算（Ⅰ）	加算（Ⅱ）	加算（Ⅲ）
キャリアパス要件のうち、①+②+③を満たすかつ職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、①+②を満たすかつ職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、①or②を満たすかつ職場環境等要件を満たす

＜キャリアパス要件＞

- ①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
- ③経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

＜職場環境等要件＞

賃金改善を除く、職場環境等の改善